

## スパルタの政治組織に関する覚書

— 研究ノート —

新 村 祐 一 郎

—

古代ギリシアにおいて有力なポリスであったスパルタは、前六世紀以後、その国制について、他のポリスと著しく異なっていたと見られている。ギリシア史上におけるスパルタの特殊性を何処に求めるかという問題は容易に答えられるものではない。Bengtson は前六世紀前半多くのポリスが貴族政であったのに対して、アテナイの *timokratia* とスパルタの戦士国家 (*Kriegerstaat*) とが他と異なった存在だった、<sup>(a)</sup> といっている。スパルタが軍国主義的政策に転じたのは第二メッセニア戦争終結以後であるから、Bengtson の言葉は当たっている。しかしスパルタの歴史を考察すると、たしかに軍国主義もその特色ではあるが、スパルタの特殊性はその基礎にある政治組織、社会組織の中に求められるように思われる。本稿では政治組織に限定し、特に長老会 (*Gerusia*)、民会 (*Apella*)、*ephoroi* (監督官) の相互関係の推移をいささか考察したい。

長老会と民会については、これに類するものが如何なるポリスにも存在したと考えられる。Plutarchos (Lyk. 6) に伝えられる「大レトラ」と前七世紀にスパルタで活躍した詩人 Tyrtaios の詩の断片 (fr. 3a, b) によると、国王 (複数) と長老達の集会 (＝長老会) と民衆を加えた集会 (＝民会) とがあって、議案の発議権は王にあり、その審議権が長老会にあり、採決権は民会に属することが認められる。この点からも明らかのように、長老会はいわば予備的審議機関であって、すべての議案は民会に提出されるより以前に予め長老会で審議されたのである。民会については、しばしば審議権及び修正権の有無が問題とされるが、Tyrtaios の詩の語句から判断するならば、また「大レトラ」の所謂「追加条

項<sup>(1)</sup>から考えても、修正権はなかったが、審議権はあったとすべきであろう。しかしその審議権は形式的なものであったと想像される。<sup>(2)</sup>

これに対して *ephoroi* については、「大レトラ」も *Tyrtaios* も全く触れていない。*ephoroi* の起源については諸説あるが、かつて筆者はこれを地縁的五部族（五区）の首長乃至代表者で同時に国王の顧問的存在として国制の維持を任とする官吏であり、国王によって任命されて就任する（五名からなる）もの、とする見解に同調し、更に「大レトラ」に官職名が見えないところからして、「大レトラ」制定直後に置かれた「大レトラ」の監督者、管理者で、その名称 *ephoroi* も「大レトラを監督するもの」に由来すると考え、かくして彼らは当初国王と共に「大レトラ」の管理に当たったが、次第にアテナイの *thesmohetai* に類するものとなったと推論した。<sup>(3)</sup> *Tyrtaios* にこの官職名が見られないのは、前七世紀にはいまだ彼らが国政に直接的にタッチしていなかったことを暗示する。

## 二

前七世紀にはスパルタに詩人としても音楽家としても有名な *Terpandros* が来住していた。*Forest* は *Tyrtaios* の詩に *eunomia* が強調され、一方 *Terpandros* の詩に *dike* が強調されると指摘し、これによって前六七〇年代の革命的変革を認め、かつそれが成功したことを意味すると解しているが、<sup>(4)</sup> その点には多少疑問がある。むしろこれは成功よりも秩序 (*eunomia*) と正義 (*dike*) の確立を求める時代を反映していると思われる。このことを逆にいえば、その当時スパルタの社会の秩序が必ずしも安泰ではなく、正義が行なわれ難かったことを示す。この状況はギリシア全般にわたっていい得るのではなからうか。例えばアテナイでは前七世紀の中頃から法を管理する任務を持つ *thesmothetai* が毎年六名選ばれることになったし、同世紀の後半には *Drakon* によって法が成文化されたといわれている。<sup>(5)</sup> 法によって正義を行ない、それにもとづいて国家の秩序を保たせることが目指された時代なのである。スパルタにおいてはメッセニア征服後、前七世紀の前半は常にメッセニアの反抗運動に直面し、他方国内には戦後の処理に対する不満分子の不平の声が絶えなかった時代である。このように内外共に不安定な状況に置かれた時には、国家は正義をもって秩序を回復すべし、という声が出てくるのも不思議ではない。*Tyrtaios* の讚美する *eunomia*, *Terpandros* の称揚する *dike*こそ当時のスパルタにおいて必要なものであった。すなわちこれを高らかに称え、国内の不満をおさえてはじめてメッセニアの反乱に対処すべき一致協力が得られるのである。

メッセニア戦争当時の戦士は貴族であり、しかも彼らが hoplitai として phalanx を形成しはじめており、それ以前の個人戦的な戦法・戦術は変化してきている。ここで注意しなければならないことは、個人戦から団体戦への移行は戦術の変化のみで戦士そのものの階級には変化がなく、依然として貴族を主体としていたということである。phalanx 戦術にとっては貴族の一致した行動が必要のため、貴族間の対立などは最も好ましくないことである。戦士としての貴族達の団体行動を求めるには、彼らが互に平等であることが好ましい。スパルタにおける dike と eunomia とは正にこの貴族内部に平等意識を植えつけ、貴族政の秩序を維持することを意図するものだったのである。

このような貴族を主体とする戦士は前六六九年の Hyssai の戦まで続くが、その敗戦から立ち直り、第二メッセニア戦争を遂行するには、phalanx の強化のためにも戦士の増強が必要となり、市民の一部に協力を求めることになる。では前七世紀中葉のスパルタ社会において貴族と市民は如何なる関係にあったであろうか。多くのポリスでは、その形成に際して富と武力で抜きん出た人々が指導的な役割を果しているが、彼らがポリスで貴族層を成し、政治と軍事を司って貴族支配を実現していた。ポリスが形成されて以後、貴族は貿易活動に自ら参加して富を蓄積していったが、これは市民の貿易活動が行なわれなかったことを意味するものではない。そのことは前六世紀初頭のアテナイにおける Solon の改革の方向を見れば明らかである。彼は身分上の差別（貴族と市民）よりも財産上の差別を優先させ、アテナイを富の原理に基く社会へと変化させたのである。主に貿易によって富を蓄積したアテナイ市民の中には、貴族の富にも優るとも劣らざるものが出現して社会の変革を要求する動きが出て来たが、Solon の改革はその要求に応えるものであった。以上のような貴族<sup>(6)</sup>について市民による富の蓄積はスパルタにおいても同様であったと考えられる。スパルタの海外との交渉は前八世紀には確実に、はじまっているが、多くの貴族層が貿易に携わる余裕を得たのはメッセニア戦争後、前七世紀前半であろう。けれども全貴族が同等に貿易を行なったのではないと思われるので、貴族間に富の不平等が生ずる可能性がある。しかし第二メッセニア戦争を克服した前七世紀後半のやや平和的な雰囲気<sup>(7)</sup>のうちに、市民の中にも貿易を行なうものが出てきたことはアテナイの場合と同様と考えてよい。前五五〇年頃まではアテナイよりスパルタの方が海外貿易に熱心であるから、アテナイと同様な問題がスパルタでも生じていたといえる。しかも市民の中には海外貿易などで富をきずき、自身武器を調達し得るものは増加していた。他方前七世紀の末から青銅製品の製作技術が発展したことは、より容易に武器を手に入れ得る市民が増加したことを意味する。また時とともに phalanx 戦術の発展で市民の軍事的協力の度合が高くなる。その場合、市民が政治参加を求めるのは当然であるが、如何なる形で如何なる程度それが実現さ

れたかは推定する以外にはない。

ここで考慮しなければならないのは ephoroi の問題である。ephoroi は本来「大レトラ」の管理者であり、更には法律の管理をその任としていたと思われることはすでに述べたが、この ephoroi の選出法が問われなければならない。ephoroi が五名よりなるというのはスパルタの五区との関係を思わしめるが、それが最初は王に近いもの、王に親しいものの中から王によって選任されており、王の顧問として、王の意向に従って行動するものであった。<sup>(8)</sup> その王との関係で長老会にも陪席していた。彼らは五区の代表者といっても、この段階では王の意になかったものが選ばれており、要するに ephoroi そのものも貴族、しかもかなり有力なそれであったと思われるのである。市民が hoplitai として軍事的協力をする代償に求めたものはこの ephoroi の選出方法の変更ではなかったかと思われる。すなわち ephoroi を文字通り五区の市民の代表とするこゝとであった。当時の民会の中心的存在はある程度経済的に余裕のある市民であったから、ephoroi の民会での選出、あるいは民会で選出されたものの中から王または長老会が任命するという形をとったとすれば hoplitai になり得る市民の意向はある程度反映されることになる。またこのような方法によって任期一年の官吏が任命されるようになったのが前七世紀後半とすることもギリシア全般から考えてむしろ当然なのである。この時期は各地に立法者が現れる時代であった。ここにおいて法の管理ということが重要視されるようになったが、それと同時に立法者の出現は市民の政治参加への足がかりをつくるものともなった。立法者が出現する背景は一般的にいつて、これまで独占的に政治を行ってきた貴族とそれに参与し得なかった市民との間に何らかの対立意識が存在するということである。前七世紀後半以降に立法者が現れたというのは、両者の対立がこの時代になって表面化してきたことを示している。ポリスが成立した当時、貴族は富において優っていて、政治と軍事に専心した。しかし市民の中にも富を蓄積して、その点では貴族と区別され得ないものが出現し、更に軍事的必要からある程度の市民が貴族と共に戦士 (hoplitai) となると、貴族が独占しているものは政治だけとなり、市民はこの独占に反撥する。そこで立法者はこの貴族と富裕市民との政治的不平等を解消すべき改革を行なう必要がある。アテナイの Solon の改革の中にもその一例が見出せる。スパルタの場合、この段階で何者が如何なる改革を行なったか史料は何も伝えていない。しかし Solon の改革では各部族 (phyle) 毎に予選された人々の中から官吏を抽選で定めることになった (Arist., Ath. Pol. VIII) という点<sup>(9)</sup>が参考になる。スパルタではすでに行政区画に近いものとして五区が設けられていたから、予選をするとすればこれが一つの規準となることは明らかである。ephoroi が各区で予選されたものの中から任命されるようになってはじめて、

スパルタの政治組織に関する覚書

彼らは各区の代表者となり得るのであり、このような形で市民の政治参加の口火が切られたものと考えられる。したがって ephoroi の選出方法の変更があったならば、それこそ富裕市民が貴族の独占体制の中に打ちこんだ楔であったと見る事ができる。ephoroi の選出方法の変更、すなわち彼らが現実に各区の市民（富裕市民）の代表と意識することによってはじめて、ephoroi の権限強化がはじまり、市民代表の名において王及び長老会を次第に牽制する方向に進む可能性が出てくる。そして ephoroi の権限強化のはじまるのが史料的に前六世紀の中葉以前であることは前七世紀後半のうちに選出法の改革がなされたことを暗示する。

戦術の発展にともなう市民の軍事参加の度合が高くなるに従って、富裕市民は彼らに対する貴族層の政治的譲歩をより広く求めるようになる。すなわち民会の権限を実質的なものとするよう努力する。しかもこれには ephoroi が協力した筈である。ephoroi はいわば彼らの代弁者であり、この民会に結集する富裕市民の支持をバックに長老会においても次第に重きをなしていったと思われる。

hoplitai による phalanx 戦術はギリシア全体にわたって、ほぼ同じテンポで発展しているからスパルタだけがきわめて独自の進展を示したという事はあり得ない。富裕市民と ephoroi の貴族に対抗する協力態勢は、やがて更により多くの市民をも戦士に加えなければならなくなった時、再編成されることになる。

### 三

スパルタでは前六〇〇年頃メッセニアの反乱があり、それに次いでアルカディア諸都市征服戦争が行なわれた。これだけの戦争を遂行するには、それに応じるだけの経済的基礎と人的資源が必要である。当時のスパルタは海外貿易に基づく経済的繁栄の絶頂期にあり、武器の入手が容易となったこともあって、市民の中に hoplitai になり得るものが多くなってきた。しかし市民を戦士にするといった場合、彼らにはその生活を保障するだけの土地が与えられなければならない。これがスパルタの伝承にしばしば現れる土地平等分配の物語の背景となる事情であろうが、それは伝承にいわれる程の平等配分ではなく、土地所有量に若干の制限を加える程度のもと思われる。その目標は一言にして申せば中産市民層の形成であった。しかも戦時における兵員を確実に補給するために、次代のものを養育しておく必要から、徹底した団体訓練を中核とした尚武の気風を培う独特な教育法が行なわれるようになる。かくして市民の大多数が兵員になり得るのではなく、常に戦士としての訓練を受けるこ

となり、一方その市民の生活を維持する農業労働は *heilotai* に強制されるようになった。

多数の市民の軍事参加は当然多数の市民の政治参加の度を推進した。 *ephoroi* も次第に富裕市民のみの代表者ではなく、多くの中産市民の代表者となり、この市民勢力をバックに彼らはやがて長老会を牛耳るようになったであろう。しかも長老会のメンバーであり、主宰権を持つ二人の王は互に対立する場合が多く、更に戦時においてはその二人とも出征することになったので、戦争の多い時期には長老会の主宰権は「大レトラ」の管理者たる資格を持つ *ephoroi* が代行する以外の方法は考えられない。事情は民会においても同様である。その主宰権はやはり平時は国王にあったが、戦時には *ephoroi* 以外にはあり得なかった。

前六〇〇年頃からはスパルタの大きな転換期であり、所謂 *homoioi* の制定にともなって、文字通り *homoioi* 間での民主的体制は一応確立され、市民の代表者たる *ephoroi* による長老会の牽制を可能にする段階まで来ていた。しかしこの時期に長老会が真に無力化されたと見るのは早計であろう。第一に考えなければならぬことは長老会のメンバーの任期が終身であったことである。これは貴族政時代のアテナイにおいて、その国政の重要な面を司っていた *Areios Pagos* 会のメンバーが終身であったことと相応じている。この会は *Kleisthenes* の改革によって新に作り出された任期一年のメンバーによる評議会に権力を奪われたかに見えるが、この新しい会議体が民会へ提出されるべき議案の予備的審議機関であるのに対して、それとは無関係の形で存続し、時には国政の担当者となったのである。 *Aristoteles* は「ペルシア戦争が終ってから一七年間、勢力が以前程強くなかったとはいえず、 *Areios Pagos* 会を指導者とする政体が存続した」 (*Ath. Pol.* XXV. 1) と述べている。この会議が最終的に無力化させられたのは、一般に *Ephialtes* のクーデタ以後だといわれている。この事実をスパルタの長老会の場合に考えておかねばならない。たしかに「大レトラ」によって長老会は長老の集会から横すべりのに予備的審議機関になったのではあるが、実質は変わっておらず、アテナイの評議会とは本質的に異なったものだったのである。それに対し任期一年の *ephoroi* がどの程度の影響力を及ぼし得たか疑問である。 *ephoroi* の中に政治的手腕の秀でた人物がある時には、ある程度長老会を抑え得たかもしれないが、それが常態であったとは考えられない。

#### 四

*ephoroi* の権限を拡大したものとして、その名が伝えられているのは *Elatos*, *Asterochos*, *Chilon* の三名である。

スパルタの政治組織に関する覚書

Elatos の名は Plutarchos (Lyk. 7) に伝えられるのみであるが、彼が Theopompos 王によって、はじめて ephoroi に任命され、王権を若干制限したという<sup>113</sup>。しかしこれは Herodotos (I. 65) と Xenophon (Lak. Pol. VIII. 3) とともに Plutarchos 自身の「Kleomenes 伝」とも矛盾するところがあり、Elatos がかりに初代の ephoroi の一人であったとしても、王権の制限が主たる任務であったとは考え難い。少なくとも ephoroi の権限拡大には関係はないと思われる。次の Asteropos はこれまた Plutarchos (Kleom. 10) によるのであるが、前三世紀後半の Kleomenes 王自身の言葉として「ephoroi の役職を拡大したのは、この役職が設置されてから何代か後の Asteropos であった」と述べられている。しかしこの人物も他の史料にはその名が見出せず、様々な推論はなされているけれども、確実なことはいい得ない<sup>114</sup>。それらに対して Chilon は Herodotos (I. 59) にその名が見えて、しかも前六〇〇年頃すでに成人していたことが知られ、Platon (Protag. 343) はギリシアの七賢人の一人としており、Diogenes Laertios (I. 68-73.) によると<sup>52</sup>オリンピアード（前五七二年）には老年に達しており、<sup>56</sup>オリンピアード（前五五六年）には ephoroi の主席だったという。この前五五六年という年が正確であるならば、前六世紀前半の終り近く、賢人として誉高い Chilon が ephoros となり、彼がその権限の強化を行なったと見るのが真実に近いように思われる。しかしながら ephoroi はこの時点で如何なる権限を得たのであろうか。本来ギリシアの王の有していた権限のうち最も重要なものは暦の管理、軍隊の指揮、宗教上の権能であり、次いで法の管理である。このうち軍隊の指揮権と宗教上の諸権能は前五世紀前半に至っても依然として国王（二名）の手中にある。法の管理はスパルタでは二名の王と ephoroi とによって行なわれるのが本来の姿であろうが、事実上は王が管理に関与した形跡がない。暦の管理権はかなり古く ephoroi に委ねられたと推察される<sup>115</sup>。とすると、この時期に彼らが国王から獲得した権限は国政に関するもの、すなわち政治的権能と裁判権であると考へなければならぬ<sup>116</sup>。

史料にそくして見るとまず Herodotos である。彼は ephoroi が Lykurgos によって設置された (I. 65) と述べるほか、ephoroi に関する記事が二ヶ所ある。V. 39-40 の記事では、ephoroi が Anaxandrides 王に世継ぎの生まれなことを理由に妻と離婚して他の女を妻とすることを勧告し、王がそれに反対する意向を示すと、ephoroi は長老会と協議して王に二重の世帯を営むよう進言し、王はそれを受け入れた経緯を述べている。今一つは VI. 61-66 で、Ariston 王の三人目の妻が出産した時、王は ephoroi と協議していたが、彼らの前で、今度生れた子を自分の子であるとは認めないといったことに触れている。いずれも世継ぎの誕生に関係した記事であるが、このような王の私事にも ephoroi がかな

り関与していることが見てとれる。以上の外には Herodotos は ephoroi に関して何も述べていない。この二例は共に Chilon 以前である可能性は極めて低い。<sup>18</sup>したがって、これらは Chilon による ephoroi の権限拡大が副次的に生み出した事柄を示すものと見ることができ、彼らの権限がどのように拡大されたのか具体的には知り得ない。

また Thukydides によると、ephoroi が毎年冬のはじめにその職に就任すること (V. 36)、民会で裁決を要求し得ること (I. 87)、戦時には將軍を任命して命令を下し (VIII. 11)、また召還し得ること (I. 131)、王をも投獄し得ること (I. 131) などがあげられており、王の軍事指揮権が絶対的なものではなく、一般的に ephoroi が王の上に立ったことを示しているが、特に民会における裁決要求は彼らが前五世紀後半には、すでに民会を主宰していたことを思わしめるに十分である。

Xenophon は王が出征した際その行動を監視するために ephoroi のうち二名が従軍すること (Lak. Pol. XIII. 5)、王が法律に従う限り王権を維持すると王と宣誓をしていること (Lak. Pol. XV. 7) を述べており、それが何時からかは明らかでないが、王権の制限を目指す ephoroi の態度が見られる。

更に Aristoteles は裁判がもっぱら長老会と ephoroi とで行なわれていることをやや批判的に記述している (Pol. II. 1270b, III. 1275b) ほか彼らが広範囲の権能を持つことに触れているが、数多く列挙される ephoroi の権能がすべて一時に獲得されたのではないことも疑い得ない。

リュディアの Kroisos が Kyros から圧迫されてその援助をスパルタに求めて来た当時、スパルタはようやく対テゲア戦で優位に立っていた。リュディアの滅亡の時期と考え合わせるとテゲアを征服し得たのは Chilon が ephoroi に就任した年からそれ程隔たっていない。またスパルタはそれ以前のアルカディア征服のための戦争で常に勝利をおさめていたことが知られる。この勝利こそ軍国主義的な団体訓練を少年時代から課し、市民 (homioi) を常に軍事優先の生活におくという前六〇〇年頃以来の政策の効果が現れてきたことを示すのである。この homioi は同時に完全市民権を有する市民として民会に出席する権利を有している。これによって民会への出席者数がほぼ一定となり、民会の定足数の規定がこれに伴って設けられた可能性もある。このような形を整えた民会ならば、もはや長老会で先議された議案を形式的に通過せしめるだけのものではなく、実質的な審議権が与えられていたとするのが妥当である。他方、これと同じ頃、長老会と ephoroi が協力して王の裁判への発言権を減じ、長老会と ephoroi とによって法廷を構成することとなった。先に引用した Herodotos (V. 39-40) の記事

スパルタの政治組織に関する覚書



からも、すでに Anaxandrides の時代にこの法廷が構成されていたことを推察せしめる。ephoroi がアテナイの thesmothetai と同様な任務を持つのであれば、裁判に関与するのは当然である。また Areios Pagos 会とスパルタの長老会の性格が類似していることも考慮すべきであろう。

先に述べた民会の権限強化（または実質化）の裏には honioi による新しい軍隊の成功があずかって力あった。この軍事的な成功によって honioi の政治的権力の要求はより一段と活発化したに違いない。しかし軍事的成功によって勢力を得るのは honioi だけではない。スパルタでは軍隊指揮権が国王に与えられており、戦勝の功績が国王に帰されることが多い。スパルタ王はしばしば終身で世襲の將軍職に過ぎないといわれるが、終身という点で ephoroi より有利であり、特に將軍として有能な王が現われ、しかも軍事的成功をおさめた場合にはその発言が民会においてかなりの力を持ち得る。したがって ephoroi も民会のみならず長老達とも協力して、王権の強大化を防止しておく必要があったのである。スパルタではその政策上僭主の出現をきらっていたが、一人の王が軍事的成功を背景に独裁的な権力を握る可能性はあった。永らく二王制が維持され、単独支配者の権力把握をある程度防止する役目を果してはいたが、王が法を越えた行動を取らないという保証はないのである。ephoroi が王と毎月誓約をかわすようになったという事実は王が法を犯すこともあり得たことを意味している。またこのことは半面法の管理権を持った ephoroi が王よりも優位に立つに至ったことを示している。この「王が法律に従う限り王権を維持する」という誓約は長老会と ephoroi との裁判権獲得と表裏をなすものであるから、同時に定められたものと考えられる。そしてそれが Anaxandrides の治世の初期である可能性が強い。

Chilon によって ephoroi の権限が拡大されたというのは以上のような諸状況を考慮しての結果であろう。むしろ Chilon は honioi の政治的権力の要求をうけ入れ、民会の力を増強したが、その過程で ephoroi も各区の代表的な意味が薄れて、民会で五名を選出することとなったものと思われる。ひとたびかくの如く定められれば、ephoroi の選出されるこの民会の増強は、当然 ephoroi に多くの権限を与える結果となる。したがって Chilon による ephoroi の権力増大は honioi の勢力によって推し進められたのである。この段階に至ってはじめて、ephoroi は長老会を文字通り主宰し得たであろう。彼らは長老達と協力しつつ王の主宰権を有名無実とし、更に民会の意を体するものとして長老会の議案提出権に影響力を持ち得たと考えられる。

以上のような過程を経てスパルタは前六世紀中葉に内政が整備され、ephoroi の主宰する民会によって運営されるという方向へ向って確実な

一步を踏み出すのである。これと同じ時期に外交面での大きな政策転換が見られる。国内における民主政の進展と外交政策の転換とはきわめて重大な係わりがあるが、その点については稿をあらためて論じたい。

## 五

ペルシア戦争直後にスパルタがアテナイの海上支配権を奪うための戦争を企図した時の状況が Diodorus (XII 50) に見られるが、それによると、長老会における先議が行なわれており、民会の勢力が強くなったとはいえ、長老会の先議権が維持されており、したがって民会には長老会で予備的な審議をなされてから議案が提出されるという形式は維持されている。しかるにその後四〇年余を経たペロポネソス戦争開戦直前の民会においては、長老会が予備的審議を行なって議案を作成していることは認め難く、Andrewes が主張する如く、おそくともペロポネソス戦争開始以後には長老会で議案を作成した形跡はなく、前記の例でも ephoroi が主宰する民会ですべてが決定されている。しかしこのような情勢はスパルタのみではなかった。アテナイでは前五世紀に strategoi が同様なことを行っていたのである。strategoi の起源その他についてはここで触れないが、少なくとも前五世紀中葉には民会で選出され、評議会への出席権を持っており、しかも他の多くの官職と異なって再選が認められているので、ある意味では評議員よりも有利な地位にあった。したがって彼らは民会の意向を評議会へ伝え、評議会が民会の意志に反した議案を提出しないように牽制することも可能となる。strategoi は次第に評議会のメンバーとして評議会を通じて議案を民会に提出するようになったが、やがて彼ら自身が民会を召集し、議案を提出し、民会に決議させている。以上のようなアテナイにおける strategoi と評議会と民会の関係はスパルタでの ephoroi と長老会と民会の関係と類似している。もちろん strategoi と ephoroi、五〇〇人の評議会とスパルタの長老会を同一視したり、同種のものとするのはできないが、民会で選出される官吏が、次第に予備的審議機関を有名無実なものとし、最終的には無視するに至る過程には共通なものがあるように思われるのである。

ephoroi は一方においては民衆の代表として長老会と結んで王の権限を縮小した。スパルタの場合、きわめて史料が乏しいが、長老会と ephoroi の対立を伝えるものが存在しないのに対して、王と ephoroi との対立を伝えるものは存在する。王制の枠内で民主政的な政治組織を造るには王権をできるだけ制限することが必要であろうから、彼ら ephoroi が王と対立するのは当然である。しかし民主政的な組織を造るには民

衆の勢力が高まるのを待たねばならない。それが軍事的必要からの *homioi* 創出、それに伴う民会の充実、更には軍事的成功が加わって、民衆の政治参加の要求が高まった。そこで前五五〇年前後には改革の期が熟したのであり、そこに登場した *Chilon* の名と結びついている改革が民主政の方向を決定したのは当然のことであった。

以上の考察から、すでに明らかであろうが、スパルタの政治組織の特質は、*ephoroi* 制の存在に存するのである。*ephoroi* は少くとも王権を制限するために設けられたのではなかったが、王の顧問乃至相談役であるということは、場合によっては彼らが王の権限に多少の影響を与えたこともあり得よう。しかしその限りでは王の協力者の城を逸脱していない。けれども彼らが五区の代表者であったということに重大な意味があり、市民の参政権要求の声があがり、平等を旨とする多くの市民が創出されれば、代表者である以上、市民の意志を理解して、それを貴族政の中に反映させねばならない。したがって市民の参政権要求が高まれば、市民の声をより確実に国政に反映させるために、*ephoroi* を真に市民の代表、更に民会の代表としなければならない。それが *ephoroi* の部族による予選の段階を経て、民会による選出へと転化させる原動力となった。ひとたび民会での選出が定まれば、彼らは民会の意志の代弁者となり、事実上、民主政を推進し、当然、王権のより厳しい制限、長老会の牽制とそれとの部分的協力（裁判権）を行なうようになる。一般に民衆に完全な裁判権が与えられなければ、真の民主政ではないといわれる。しかしスパルタの場合は民会で選出されたものが長老会を主宰しており、裁判においても彼ら *ephoroi* の発言は重きをなしたと思われる。また *ephoroi* としては長老会に裁判権を与えておいた方が、その代償として民会の政治的権限を拡大強化し得るという思惑があったであろう。要するに、いわゆる *Chilon* の改革以後の権力を拡大した *ephoroi* の存在こそ、真にスパルタの政治組織の特質に他ならず、スパルタの政治史を考察するに際しては、*ephoroi* に焦点を合せなければならないのである。

〔註〕

- (1) Bengtson, H, *Griechische Geschichte von den Anfängen bis in die Römische Kaiserzeit*, 2. Aufl, 1960, 124.
- (2) Tyrtaos の詩の解釈、民会の権能については、拙稿「大レトラ」の追加条項について（『西洋史学』八〇号、一九六九、一一一七）参照。
- (3) 拙稿「スパルタのエポロイ」（『西洋史学』五七号、一九六三、一一一八）。
- (4) Forrest, W. G., *A History of Sparta 950-192 B. C.*, 1968, 64f. Forrest は出典を示しつつながら、Plut. が Lyk. 6 と Lyk. 21 をそれぞれ引用している

- Tyrtaos と Terpandros の詩句によると思われる。
- (5) Drakon の実在性は今日ではかなり疑われており、したがってその立法も問題はある。
- (6) alphabet の導入の時期は前八世紀の前半と考えられ、ここに海外との交渉の端緒が見られる。拙稿「Lykurgos 改革と Rhetra をめぐって」(『大手前女子大 学論集』五、一九七二、五四―六三)六〇頁参照。なお Michell はスパルタのオリエントとの交渉は略前七〇〇年頃にはじまると述べている (Michell, H., Sparta, 1952, 15-16.)。
- (7) Huxley, G. L., *Early Sparta*, 1962, 63 & 73.
- (8) Plut. Kleom. 10 にある「ephoroi は本来、戦時における内政上の王の代行者であって、王の下に立つ存在だった」との主旨を Kleomenes が述べている。その真偽はさておき、ephoroi が最初から強い権力を所有していたとは考えられず、「王の側近者の中から選んだ」というのが真実に近いであろう。
- (9) もっとも Solon の改革の場合は官職につく度合を財産高によって四段階に分けている。またスパルタでは抽選を用いたという証拠はない。
- (10) Plut. Lyk. 8 に Lykurgos, Polydoros による土地再分配が語られている。
- (11) Hdt. V. 75 にある Kleomenes I の治世 (前六世紀末) までは王は二人とも出征することになっていた。
- (12) 拙稿「第二メッセニア戦争とスパルタ」(『西洋古典学研究』XXI, 一九七三、二〇―二八)二四頁以下参照。
- (13) Theopompus が ephoroi を設け、王権をある程度制限させたことは Arist. Pol. V. 1313a も伝えているが、Elaros の名は見られない。
- (14) Astoropos についてはその時代も明確でなく、またその名自体が “sar-gazer” を意味するので、その点からいろいろ推論が生ずるのである (Michell, op. cit., 124, n. 1; Oliva, P., *Sparta and her Social Problems*, 1971, 129f. 参照)。
- (15) 戦争が多かったスパルタで、原則として出征せぬ ephoroi に厝の管理権を委ねるのは自然のなり行きである。
- (16) Hdt. VI. 56-57 によると王の長老会、民会の主宰権はすでになく、裁判権も非常に限られたものになっている。
- (17) ただし世継ぎの誕生に関するところであるから、純然たる私事とはいえない点もある。
- (18) Forrest, op. cit., 21 にある Anaxandrides が略 560-520B. C., Arison が略 550-515B. C. となっている。なお、スパルタが Tegea に対して優位に立ち、リュネティアの Kroisos からの同盟申込をうけ入れ、さらに Thyrea をめぐって Argos と争った、という一連の出来事はきわめて短期間に生じており、略 550-545B. C. の間と見ることが出来る。
- (19) 546B. C. なお前註参照。
- (20) アテナイの Areios Pagos 会は法律を擁護し、秩序を乱す者に対する懲罰権を有していた (Arist., Ath. Pol., III. 6; VIII. 4)。スパルタの長老会もあるいはこれに近い権能を持っていたかもしれない。
- (21) Tegea に対する勝利の後にも、王の権限が強化されようとしたことは十分考えられる。
- (22) Andrewes, A., *The Government of Classical Sparta*. (“Ancient Society and Institutions”, Studies presented to VICTOR EHRENBERG on his 75th birthday, 1966, 1-20.) なお、岩田拓郎「アテナイとスパルタの国制」(『岩波講座世界歴史』一、一九六九、五一―五五)五四―六頁以下参照。

スパルタの政治組織に関する覚書

スパルタの政治組織に関する覚書

- (23) Strategoi の起源、その任務、権限の推移については合阪学「ペリクレス・モナルコスとストラテギーの問題」(『待兼山論叢』創刊号、一九六七、一五三—一七六) 参照。
- (24) Thuk. II. 60 によると Perikles 自身民会を召集した旨述べている。